

公募

宮古島市福嶺地域密着型介護事業所  
指定管理者募集要綱

該 当 施 設	名 称	宮古島市福嶺地域密着型介護事業所
	所在地	宮古島市城辺字新城 606 番地
	概 要	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例のとおり
	主管課	宮古島市福祉保健部介護長寿課
応 募 資 格	欠格事項	<p>次のいずれかに該当するものは、指定管理者になれないものとする。</p> <p>①法人等の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定を取り消されてから、当該施設の指定期間に1年を加えた年を経過していない法人等。</p> <p>②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する場合。</p> <p>③地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されている場合。</p> <p>④議員が地方自治法第92条の2に規定する役員等である場合。</p> <p>⑤市長、副市長が地方自治法第142条に規定する役員等である場合。</p> <p>⑥教育委員会委員が地方自治法第180条の5第6項に規定する役員等である場合（当該団体が教育委員会の職務に関し指定を受けようとする場合に限る）。</p> <p>⑦宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合。</p> <p>⑧会社更生法（平成14年法律）第30条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更正手続又は再生手続の開始の申立てがなされて、更正手続の開始の申立てがなされて、更正手続の開始決定又は更正計画の認可決定がなされていない場合。</p> <p>⑨団体及び団体の役員等が、原則として過去5年間において市税、市に納入すべき負担金、分担金、施設利用料等（本市の前身となる旧市町村税等を含む）を滞納している場合。</p> <p>⑩労働災害補償保険に加入していない場合。</p> <p>⑪指定管理業務を開始する時点において、宮古島市内に事業を有しない法人等。</p> <p>⑫その他市長等が必要と認める事項に該当する場合。</p>

必要資格 技術 人員等	・厚生労働省による「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たす者であること。
応募期間	平成24年1月4日～平成24年1月25日まで
選定基準	(a) 住民の平等利用が確保されること。 (b) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図れるものであること。 (c) 事業計画書に沿った管理を安定して行なう物的能力や人的能力を有していること。 (d) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能を有していること。 (e) 欠格事項に該当しない法人等であること。
管理業務の基準	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例並びに厚生労働省関連法令等による
利用料金	介護保険法による
指定期間	5年
応募に必要な書類	(1) 申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部 (2) 事業計画書（内容は下記のとおり）・・・・・・ 3部 (a) 施設の管理運営方針 (b) 施設の具体的な運営方法 (c) 組織及び職員の配置計画 (d) サービス向上を図るための方策 (e) 利用者とのトラブル未然防止策 (f) 防犯、防災、事故、緊急時の対応策 (g) 利用者等の要望把握方法 (h) 本市以外で運営している類似施設（名称、所在地、主な業務内容、管理運営機関） (i) 個人情報の保護対策 (j) 人材の育成・活用計画 (k) その他 (3) 収支予算書（指定期間内の収支計画及び年度ごとの収支計画）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部 (4) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（団体の定款、寄附行為、役員名簿など組織に関する事項について記載された書類。登記事項証明書、法人以外の団体にあっては会則等これらに準ずるもの。3部

応募に必要な書類	(5) 貸借対照表及び財産目録、法人以外の団体にあっては当該団体の財務状況を明らかにすることができる書類・・・・・・・・・・3部 (6) その他市長等が別に定める書類・・・・・・・・・・3部 (a) 納税証明書 (b) 職員の処遇対策 (c) ISO1400 又は ISO9000 の取得証明書等
公募要綱の配布場所	宮古島市福祉保健部介護長寿課 〳
説明会、現地見学会	無し 〳(但し、事前連絡により現場見学可能)

他に、小規模多機能型居宅介護事業に関する基準に基づき運営することとする。

①小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護（通所サービス、訪問サービス、宿泊サービスの3つのサービスを24時間体制で行う。）

【利用定員】

登録定員：25名

通所（1日当たり定員）：15名

宿泊利用者定員：9名

設 備 基 準	<p>① 事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他サービス提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>② 設備は、専ら当該小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者への指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>③ 居間及び食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じた面積以上とすること。ただし、居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。</p> <p>④ 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。なお、1の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上としなければならない。</p> <p>⑤ ④の要件を満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、概ね7.43メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>⑥ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、個室以外の宿泊室 面</p>
------------------	---

	積に含めることができる。
人 員 基 準	<p>① 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたる従事者を、常勤換算で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、訪問サービスの提供に当たる従事者を1以上とする。</p> <p>② 夜間及び深夜の時間帯に通じて1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を、1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>③ 小規模多機能型居宅介護従業者のうち、1以上の者は常勤でなければならない。</p> <p>④ 小規模多機能型居宅介護従業者のうち、1以上の者は看護師又は准看護師でなければならない。</p> <p>⑤ 宿泊サービスの利用者がいない場合は、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う従業者を1とできる。</p> <p>⑥ 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設のいずれかの施設（以下「居住の施設等」という。）に併設されている場合、①～⑤で定める従業者を置くほか、居住の施設等の人員等に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該従業者は居住の施設等の職務に従事することができる。</p> <p>⑦ 小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かななければならない。ただし利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所に併設する⑥の居住の施設等の職務に従事することができる。</p> <p>⑧ 事業所毎に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は⑥の居住の施設等の職務に従事することができる。</p> <p>⑨ ⑧の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を終了している者でなければならない。</p>
	<p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経験に携わった経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を終了してい</p>

<p>そ の 他</p>	<p>る者でなければならない。</p> <p>② 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、予め協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、予め協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>⑤ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護につき知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、概ね2ヶ月に1回以上、同会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、同会議による評価を受けると共に、同会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p>
----------------------	--